

京都市特定伝統料理海外普及事業実施要領

平成25年10月24日決定
平成29年3月15日一部改正
平成31年1月29日一部改正

第1 目的

この要領は、地域活性化総合特別区域内における特定地域活性化事業として、京都市が地域活性化総合特区計画に基づき実施する特定伝統料理海外普及事業に関して、法務省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成25年内閣府・法務省告示第2号）で定めるもののほか、特定伝統料理海外普及事業の実施に関し必要な事項を定め、もって、京都市における特定伝統料理海外普及事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、総合特別区域法（平成23年法律第81号）又は法務省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（以下「告示」という。）で使用する例による。

第3 特定伝統料理

京都市地域活性化総合特区における特定伝統料理は、京料理とする。

第4 京都市の役割

- 1 京都市は、特定伝統料理海外普及事業を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる業務を行う。
 - イ 告示第2条第1号ハに定める指定（以下、単に「指定」という。）の手續に関すること
 - ロ 実習計画の策定に関すること
 - ハ 特定調理活動を行う者（以下「外国人調理人」という。）の修得状況の評価に関すること
 - ニ 外国人調理人を受け入れるものとして指定を受けた公私の機関（以下「受入機関」という。）に対する監査に関すること
 - ホ 外国人調理人との面接に関すること
 - ヘ 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関すること
 - ト 特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関すること
 - チ 指定の取消に関すること
 - リ 関係省庁への報告に関すること
 - ヌ その他特定伝統料理海外普及事業の実施に必要なこと

2 京都市は、京料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を実施し、かつ、京料理に係る専門的知識を有する機関であって、地域活性化総合特別区域計画において、特定伝統料理海外普及事業の事業に参与する主体として定められた機関（以下「取組実施機関」という。）と連携し、特定伝統料理海外普及事業を実施するものとする。

第5 受入機関の役割

- 1 受入機関は、京都市及び取組実施機関と連携し、外国人調理人を京料理の調理に係る業務に従事させ、当該外国人調理人に専門的な知識及び技能を修得させなければならない。
- 2 受入機関は、外国人調理人に対し、当該受入機関における同種の業務に日本人従業員に従事させる場合に支払う報酬と同等額以上の報酬を支払わなければならない。

第6 指定の手続

- 1 指定を受けようとする本邦の公私の機関は、様式1の申請書により京都市に申請しなければならない。
- 2 前項の申請があったときは、京都市は、当該機関が告示第2条第1号イ、ロ、ニ、ホ及びへ並びに次に掲げる要件をいずれも満たし、申請に係る外国人調理人が告示第2条第2号イ、ロ及びハに定める要件をいずれも満たしているときは、当該機関に対し指定をすることができる。
 - イ 外国人調理人が京料理を修得するため、第7に定める実習計画を適切に実施できる施設を有していると認められること
 - ロ 外国人調理人の滞在期間中の住居を確保していること
 - ハ 外国人調理人が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得について、第7に定める実習計画において定めていること
 - ニ 京料理の指導員及び生活指導員を定めていること
 - ホ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること
 - へ 健全かつ安定的な経営状況であると認められること
 - ト 外国人調理人からの相談に適切に対応できる体制を有していること
 - チ 外国人調理人について、第11第1項に定める帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること
 - リ 特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置を講じていること
- 3 京都市は、指定をするときは、様式2の通知書により当該指定に係る機関に対し通知するものとする。

第7 実習計画

京都市及び受入機関は、取組実施機関の協力を得て、当該受入機関が受け入れる外国人調理人が京料理を修得するための実習計画を定めるものとする。

第8 修得状況の評価

京都市は、受入機関及び取組実施機関の協力を得て、少なくとも1年に1回、外国人調理人の特定調理活動の修得状況の評価し、その結果を踏まえ、当該外国人調理人が特定調理活動を次年度以降も継続することの適否について様式3の通知書により当該外国人調理人に対し通知するものとする。

第9 監査

- 1 京都市は、次に掲げる事項について、少なくとも6月に1回、受入機関又は事業所（外国人調理人に対し法務大臣が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の5の表の下欄の規定に基づき指定した活動において、特定調理活動を行うものとして特定された事業所をいう。）に対し監査を行い、その結果を大阪入国管理局に報告するものとする。
 - イ 適正な実習の実施に関すること
 - ロ 適正な労働条件の確保に関すること
 - ハ 安全性の確保に関すること
 - ニ 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること
 - ホ その他京都市が必要と認めること
- 2 受入機関は、前項の監査があったときは、様式4の報告書により京都市に外国人調理人の受入状況を報告するものとする。
- 3 京都市は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず受入機関又は事業所に対し監査を行うことができる。
- 4 京都市は、第1項又は前項に定める監査において、外国人調理人の受入状況に関して是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について受入機関に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

第10 外国人調理人との面接

- 1 京都市は、第8に定める修得状況の評価又は第9に定める監査を補完するため、特定調理活動の実施状況等について、必要と認めるときは外国人調理人と面接し当該実施状況等を確認するものとする。
- 2 受入機関は、京都市が前項に定める面接をするときは、面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

第11 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 受入機関は、外国人調理人が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 京都市は、前項の場合において、受入機関がやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときは、当該外国人調理人の帰国旅費を負担するものとする。

第12 特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置

京都市及び受入機関は、実習計画に従った特定調理活動の継続が不可能となった場合においては、当該受入機関が受け入れていた外国人調理人について新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。

第13 指定の取消し

- 1 京都市は、受入機関に対し第9第4項の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関について指定を取り消すものとする。
- 2 当該受入機関が告示第2条第1号イ、ロ、ニ、ホ及びへ並びに第6第2項に掲げる要件のいずれかを、申請に係る外国人調理人が告示第2条第2号イ、ロ及びハに定める要件のいずれかを満たさなくなったときも前項と同様とする。
- 3 前二項に規定する場合にかかわらず、京都市は、当該受入機関において第5に定める受入機関の役割を担うことが適切でないと認めたときは、指定を取り消すことができる。
- 4 京都市は、前三項の規定により指定を取り消したときは、当該取消しに係る受入機関が受け入れていた外国人調理人について、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。

第14 京都市への報告

- 1 受入機関は、次に掲げる場合は、速やかに京都市に報告しなければならない。
 - イ 外国人調理人の特定調理活動が終了し、帰国した場合
 - ロ 外国人調理人が長期の休暇を取得した場合
 - ハ 特定調理活動において、第6第1項に定める申請に係る事項に変更が生じた場合
 - ニ 特定調理活動の継続が不可能となった場合
 - ホ 受入機関が告示第2条第1号イ、ロ、ニ、ホ及びへ並びに第6第2項に掲げる要件のいずれかを、申請に係る外国人調理人が告示第2条第2号イ、ロ及びハに定める要件のいずれかを満たさなくなった場合
 - へ その他特定調理活動の実施状況等に関し報告が必要であると京都市が認める場合
- 2 受入機関は、特定調理活動の終了後においても、京都市が必要と認めるときは、当該外国人調理人の海外における京料理の発信の状況について、京都市に報告しなければならない。

第15 関係省庁への報告

- 1 京都市は、次に掲げるときは、速やかに大阪入国管理局に報告するものとする。
 - イ 実習計画を定めたとき
 - ロ 第14第1項ホに定める報告を受けたとき
 - ハ 受入機関について指定を取り消したとき
- 2 第16第1項の規定により業務の一部を委託する場合、第16第2項の規定により運用の詳細を別に定める場合及び第16第3項の規定により委託を解除する場合も前項と同様とする。

- 3 京都市は、特定伝統料理海外普及事業の実施状況等について、必要に応じ、大阪入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

第16 業務の委託

- 1 京都市は、取組実施機関に対し、第4第1項ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びヌに掲げる各業務の一部を、それぞれ委託することができる。
- 2 京都市は、前項の規定により業務の一部を委託するときは、その運用の詳細を別に定めるものとする。
- 3 京都市は、前項により業務を委託した場合において、委託した業務が誠実に遂行されないと認める場合は、当該委託を解除するものとする。

附則（平成25年10月24日決定）

この要領は、特定伝統料理海外普及事業が記載された地域活性化総合特別区域計画の認定の日から施行する。

附則（平成29年3月15日一部改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（平成二十九年内閣府・法務省告示第二号）（以下「改正告示」という。）の施行の日（平成29年3月15日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正告示の施行日前に行われた指定は、施行日以後の最初の京都市における特定伝統料理海外普及事業が記載された地域活性化総合特別区域計画の変更の認定の日から起算して一月を経過する日までの間は、改正後の要領第6第2項の規定による指定とみなす。

附則（平成31年1月29日一部改正）

この要領は、平成31年1月29日から施行する。